



いつもお世話になっております。事務所だよりの2月号をお届けしますので、ご査収下さいませようお願い申し上げます。

今年も確定申告の時期となりました。個人の確定申告は一般的には所得税をイメージされると思いますが、贈与税についても2月1日から3月15日までに確定申告をすることになっています。今回は贈与税について平成15年にできた相続時精算課税制度と通常の贈与を一緒に考えてみたいと思います。

通常贈与と相続時精算課税贈与について

贈与とは財産を「あげますよ」「もらいますよ」という二人の合意によって成立する契約です。一種の契約ですから、通常は贈与契約書が作成されますが、口約束でも当事者の合意があれば問題ありません。

ただし、財産をあげる人がもらう人の合意を得ずに、財産をあげたかのようにみせかける場合、たとえば、預金を毎年12月に子供に贈与しているが、その通帳を子供に渡さず自分で管理し、自分でその預金を使っているような場合、これは単なる名義変更のみで、実際に贈与してないとされてしまいます。

贈与は財産をもらった人が、もらった財産を自由に使えるようにしておくことが必要です。

1. 贈与税の計算(贈与税は財産をもらった人(もうけた?)人が払います)

(1)通常贈与(暦年課税贈与といえます)

あげる人ももらう人は誰でも良く(親子関係は必要なし)、また財産も何でも構わないです。

$(1 \text{年間にもらった財産価額の合計} - \text{基礎控除額 } 110 \text{万円}) \times \text{累進税率} = \text{贈与税}$

あげた財産はもらった人のものになるが、相続開始前3年以内にあげた財産はあげた人の相続財産となる。つまり、亡くなる前3年間は、あげたのにあげてない?とされる。(相続により財産をもらう人限定)

(2)相続時精算課税贈与

この制度はその名のとおりに、生前に贈与してもらった財産について、一旦贈与税を仮計算し、実際の相続発生時にその税金を改めて計算して精算するという制度です。なお、この制度は実父、実母、養父、養母の4人からの財産の贈与について選択できます。

通常の相続時精算課税贈与

あげる人が65歳以上の親で、もらう人も20歳以上の子(養子を含む)でなければならない。

ただし、財産は何でも構わないです。

$(\text{もらった財産価額の合計} - \text{特別控除額 } 2500 \text{万円}) \times 20\% = \text{贈与税}$

たとえば、500万ずつ5年間もらっても特別控除額2500万までは生前無税で渡せます。

相続時精算課税贈与の特例(現在適用期間延長について審議中)

住宅取得等資金を親からもらう場合は、65歳未満の親からのものであっても、この制度を選択できます。

ただし、もらう人は20歳以上の子(養子を含む)でなければならない。

また65歳未満の親からもらう財産はお金(キャッシュ)に限定され、もらったお金の全額を住宅の新築、取得、増改築等(ともにする土地取得含む)に充てなければならない。

この場合は、住宅資金特別控除額1000万が上記に追加されます。

$(\text{もらった財産価額の合計} - \text{住宅取得資金特別控除額 } 1000 \text{万} - \text{特別控除額 } 2500 \text{万円}) \times 20\% = \text{贈与税}$

つまり、家を建てるためなら、3500万までは生前無税で渡せます。

2. 相続時精算課税制度を選択する場合の注意点と手続き

(1)注意点

相続時精算課税制度は、相続の前倒しの仮計算のため、**本来節税にはなりません**。また、この制度は一度選択するとその撤回が出来ませんので**選択には注意してください**。

節税としての効果を見込む場合には、収益物件(贈与後の収益物件の利益はもらった人のものになる)や価値が大幅に増加しそうなもの(現在安値で推移している株券)など工夫して贈与する必要があります。

逆に、**価値が減少するようなものや相続税の特例を利用した方が有利になるものを贈与した場合は結果的に相続税が増加する場合があります**。

(2)手続

贈与税の期限内申告書(2月1日から3月15日)に相続時精算課税選択届出書、あげる人ももらう人の関係を証明する戸籍謄本、戸籍の附票、贈与者の住民票、この制度を選択する確認書を添付して提出する。